

平成30年 4月26日

各 位

宮崎中央農業協同組合
代表理事組合長 藤原 榮伸

当JA職員による不祥事にかかるご報告

日頃より当JAに対しまして、ご支援ご協力を賜り誠にありがとうございます。

この度の当JA職員による不祥事（現金の業務上横領）につきまして、平成30年4月17日の公表以降、調査等を進めてまいりましたが、現時点での被害実額の弁済状況、関係者の処分、並びに再発防止に向けた取り組みにつきまして、下記の通りご報告申し上げます。

記

1. 不祥事の概要

国富支店職員（20代・男性）が、お客様からの出金依頼を装うなどして、正規の事務手続処理をしないまま現金を持ち出していました。

平成30年4月3日 貯金担当職員が、この伝票処理が未処理であることに気づき役席者に相談し、本人に問いただしたところ横領を認め不祥事が発覚しました。

その後の調査で被害実額は2,000万円（被害総額3,400万円、この内1,400万円は本人より返済済）でありました。

2. 被害実額2,000万円の弁済について

4月25日をもって全額回収致しました。

3. 処分について

- ・当事者：懲戒解雇（4月24日付）
- ・関係職員：調査結果等を踏まえ慎重に賞罰審査を行います。
- ・役員：弁護士等を含む第三者委員会にて審議を行ってまいります。

4. 再発防止について

組合員の皆様及び利用者の皆様からの信頼を回復するため、JA全体で次のような取り組みを行ってまいります。

まずは、不祥事の発生原因を根本的に究明し、十分な分析を行います。その上で、組織全体におけるコンプライアンス意識の醸成、管理監督職による検証機能の強化、基本的な事務処理の徹底の観点から、実効力のある再発防止策を策定します。更に、策定した防止策が確実に実行出来ているか、きめ細かい点検を繰り返し、段階的かつ確実に改善を進めてまいります。

【本件に関するお問い合わせ窓口】

JA宮崎中央 本店 リスク管理室 電話 0985-20-1001（代表受付）

※土日・祝日を除く9:00～17:00